

令和4年度認可保育所の設置・運営法人募集に係る質問事項に対する回答

※順不同

質問1 【土地の選定について①】

市街化調整区域の土地でも可能か。

都市計画法第33条に規定する技術基準に適合し、同法34条各号に規定する立地基準のいずれかに該当すると開発許可権者（福島市長）において判断され、開発許可を受ければ、市街化調整区域でも保育所を建築可能です。

ただし、開発許可を受けるまでには時間を要する場合があります。今回の募集では開園を「令和6年4月1日」としておりますので、立地の検討に当たっては、必ず事前に本市開発建築指導課等へご相談いただくなど、上記期日に開園可能であることを十分に確認されるようお願いいたします。

なお、土地によっては農地法等都市計画法以外の諸法令により建築規制を受ける場合がありますので、事前に十分ご確認くださいようお願いいたします。

質問2 【土地の選定について②】

浸水区域の土地でも可能か。

いわゆる「災害レッドゾーン」（災害危険区域、地すべり防止区域、土砂災害警戒区域、急傾斜地崩壊危険区域、浸水被害防止区域）においては、自己の居住の用に供する住家以外は開発できません。（都市計画法第33条第1項第8号）

これ以外の区域においては、法令上の規制はなく設置は可能ですが、災害時に被害が想定される箇所は可能な限り避けていただくことが望ましいと考えております。

なお、浸水想定区域に設置した場合は、避難確保計画の作成や避難訓練の実施が義務付けられております。

質問3 【施設整備事業の助成について】

特殊附帯工事費はあるか。

施設整備補助金については、厚生労働省の「保育所等整備交付金」を想定しておりますが、同交付金の交付要綱【第3次改正（令和3年7月6日）時点】においては、特殊附帯工事費について交付基準額を定めております。

なお、交付要綱では、特殊附帯工事については、「次世代育成支援対策施設整備交付金における特殊附帯工事の取扱いについて（平成20年6月12日雇児発第0612004号）」を準用して整備することとされておりますので、ご参照ください。

質問4 【地区について】

吉井田・信夫地区について、どちらが重点整備地区か

募集要項に記載のとおりですので、どちらかが重点地区ということはありません。

質問5 【提出書類について①】

身分証明書について、役員には監事も含むのか。

各事業者の定款等に規定している役員について、全員分ご提出ください。

質問6 【提出書類について②】

建物賃貸借契約書または建物賃借に係る賃借料、契約期間等の契約条件がわかる書類の提出は必要か。

応募時点で事業予定地を確保している必要はありませんので、不要です。